

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 26 年 2 月 14 日

佐賀県知事 古 川 康

佐賀県規則第 5 号

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

佐賀県手数料条例及び佐賀県事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例（平成 25 年佐賀県条例第 48 号）の施行期日は、平成 26 年 3 月 20 日とする。